【福祉事務所を設置】

行っている部署です。市の仕事の中で、福祉を守り増進することは最重要項目 の一つです。今回は、新しく市に設置された福祉事務所について紹介します。 務所を新設しました。福祉事務所は、福祉についての仕事やサービス全般を 并 1 日、八幡平市誕生とともに、市の行政機構の大きな特徴として福祉

事

最大限活用しよう

営されています。 その字のとおり「(住民に)役 ちです。しかし、本来役所は、 ただいた貴重な税金などで運 に立つところ」のはずです。ま 敷居の高いところと見られが た、そのために皆さんからい 「お役所」というところは

ころでなくてはなりません。 活用できる福祉の制度やサー の問題などで、頼りになると とどいた相談と援護ができ も市民生活に直結した「ゆき る」重要なセクションです。 皆さんからすれば、生活上 福祉事務所は、行政の中で

> 軽に相談し、福祉事務所を最 大限に活用しましょう。

より身近な福祉に

旧西根町、旧松尾村、旧安代町今まで、県の地方振興局が を含む郡部を管轄し、福祉に かかわる業務が行われてきま

各係の主な業務は

福祉事務所には社会福祉

新たに「八幡平市」となったこ 9月1日に3町村が合併し、 を設置しなければなりません。 1階)を設置し、業務を開始し に福祉事務所(市役所本庁舎 とに伴い、市は生活福祉部内 より、市は条例で福祉事務所 社会福祉法第14条の規定に

業務内容を紹介します。

ケースワーカーを配置して

内線1161

宅介護支援センターがありま の4つの係のほか、基幹型在 障害福祉、児童福祉、高齢福祉

す。ここでは、各係などの主

細やかなサービスが提供でき になるほか、より身近で、きめ 率的に行うことができるよう るようになります。 まな福祉サービスを直接・効 と、県が所管する福祉事務の 部が市に移管され、さまざ 市に福祉事務所を設置する

ヨた

市役所福祉事務所内 家庭児童・婦人相談コ 【問い合わせ】 **☎**76-2111 内線1165



福祉事務所・家庭相談員

洋子さん 遠藤

えんどう・ようこ 養護学校の講師や重度知的障害者授産施設な どの勤務経験を持つ。小中高と養護の教員免許を 有す、1児の母親。「多岐にわたる経験と資格を 生かして、相談者の要望に応える」ことを心掛け る。35歳。帷子在住。

わたしたちが相談員です

八幡平市役所福祉事務所内の 家庭児童・婦人相談コーナ・

市では、福祉事務所内に家庭相 談員1人と婦人相談員1人を配置 し、家庭児童・婦人相談コーナーを 次のとおり設置しました。

お子さまの心配事や生活・夫婦 間・さまざまな女性の相談窓口で す。相談方法は、直接来庁していた だくか、電話でも受け付けます。相 談は無料で、秘密は守られます。お 気軽に相談コーナーをご利用くだ さい。

▷時間 平日午前9時~午後4時 ▷場所 市役所福祉事務所内



福祉事務所・婦人相談員

吉田 理智子さん ●よしだ・りちこ 吉田

病院や老人ホームで看護師として勤務し、その 後10年間専業主婦として3人の子育てに奮闘中。 社会福祉主事の資格を持つ。「母親サイドに立っ た、女性の気持ちを大切にした相談窓口として頑 張りたい」と意気込む。37歳。大更在住。

福祉事務所は市役所本庁 1 階に設置しています。お気軽にお越しください

付けと給付などを行います。害児福祉・各手当の申請受け更生を目的に、特別障害者・障更生を目的に、特別障害者・障意とのりがある。身体・知的障害者の援護といいます。

設における、

、母子の保護を行

救援物資の受け付けなど行いを図るほか、災害時における、。社会福祉団体との連絡調整

限の生活を保障し、自立を助

長します。

生活保護

0

決定を行い、最低

内 線 1

1 5 2

を行うほか、母子生活支援施。保育所などの入所受け付けれらの支給を行います。別児童扶養手当の認定と、こ別児童扶養手当の認定と、こ別児童大養手当の認定と、この場所を対している。

を出産した人) (対象は、出産する1年前から八幡平市に住所と生活の根ら八幡平市に住所と生活の根の出産祝い金を給付します。

護支援センターの統括、居宅 援・訪問理美容・寝具類等洗 整を行います。 サービス事業者などの連絡調 スの総合調整や地域型在宅介 。老人クラブやシルバー人材 介護保険業務を行います。 の各種介護予防、生活支援と 濯乾燥サービスなど、高齢者 や介護予防教室、配食・外出支 。生きがい活動通所支援事業 覧ください。 。家庭児童・婦人相談を行 各種事業を行います。 。老人憩の家などを活用し、 センターなどの育成を図りま ます。詳しくは、4ページをご 高齢福祉係 基幹型在宅介護支援センター 介護予防・生活支援サービ 内線1155 内線1153

介護保険施設サービス

利用者負担が変わります

10月から、介護保険施設サービスの利用者負担が次のとおり変わります。

これは、介護保険制度の見直しによるもので、 保険給付の対象となっていた居住費と食費が、 原則として全額自己負担になります。ただし、所 得の低い方には、負担が重くならないよう軽減 策が設けられます。

対象となる方は、介護老人福祉・介護老人保健・介護療養型医療の3施設(ショートステイを含む)に入所している方で、利用者負担段階が第1段階から第3段階の方です。この軽減を受けるためには、「特定入所者介護(支援)サービス費」の申請が必要となりますので、ご相談くださ

い。申請後、認定されると「介護保険負担限度額認定証」が交付されます。サービスを利用するときに、この認定証を事業者に提示することで、限度額の範囲内の自己負担額になります。

■介護保険料の減額措置も受け付け中

所得段階が第2段階で、生活が苦しく、介護保 険料の納付が困難な方は、介護保険料を減額す る「介護保険料減額措置」をご利用ください。

なお、この減額申請は、福祉事務所と各総合支 所の介護保険窓口で、随時受け付けています。4 月にさかのぼって適用を受けたい方は、10月31 日/月までに申請してください。詳しくは、盛岡北 部行政事務組合賦課給付班(274-2716)まで。